

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年12月17日

東京都作業部会確認年月日 2019年12月17日

(契約変更に伴う再確認日 2020年9月18日)

事業名 エネルギー費用（電力使用料）

案件名 選手村（宿泊棟等）の電気料金について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本件は、大会経費のうちエネルギーに係る事業であり、経費負担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 ●東京都は、大会経費の都の枠内である場合、合意に基づきパラ経費（組織委員会2：国1：都1）を負担する。 (2020年9月17日 契約変更に伴う追記) ●なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年5月31日の大枠の合意において、エネルギーに係る経費は組織委員会が負担することとなっている。 ●本件は、晴海選手村の宿泊棟、複合施設、運営施設で必要となる電力に係る経費を支出するものであり、選手村の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から	<ul style="list-style-type: none"> ●本件は、組織委員会による使用期間において、宿泊棟、複合施設、運営施設に電力供給を受けるためのものであり、選手村の施設運営を行う上で必要不可欠である。 (2020年9月17日 契約変更に伴う追記) ●既存経費については、当初予定されていた大会終了時（2020年9月）までの予算措置で審議されていることや、延期に伴い契約電力の見直しを進める必要から、現時点で手続きを進める必要がある。 ●延期期間中においても、村内施設を引き続き適切に維持管理する必要があることから、電力の使用は不可欠である。 	必要性

<p>妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<p>●電気料金は、以下の内容で試算されていることを確認した。</p> <p>① 本件に係る電気料金単価は、一般的な電力会社と比較して同額または同額以下であること。</p> <p>② 想定電力量は、各設備の電気容量から日毎の施設の稼働状況を考慮して試算していること。</p> <p>(2020年9月17日 契約変更に伴う追記)</p> <p>●延期期間中における各施設の維持管理に要する電気使用としては、必要最低限の内容であることを確認した。</p> <p>●空調設備の稼働に当たっては、引き続き台数等の精査検討を行うなど、電気の使用に当たって一層効率的な運用に努められたい。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>●電気需給契約については、組織委員会が直接小売電気事業者の使用実績に基づき経費を支出するものであり妥当である。</p> <p>(2020年9月17日 契約変更に伴う追記)</p> <p>●延期に伴う管理期間の各施設の電気使用は、必要最低限として契約容量を見直すなど、経費の削減に努めている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>●大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本案件の経費を公費で負担することは適切である。</p> <p>●現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。</p> <p>(令和2年1月8日追記)</p> <p>●大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努めること。</p> <p>(2020年9月17日 契約変更に伴う追記)</p> <p>●延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>●また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。